

いずれか当てはまる
ものを で
囲んでください。

→ { 事業所得用
 不動産所得用
 山林所得用

氏 名

災 害 の あ っ た 日			①	・ ・	金 額	修繕完了年分における取崩額	⑦		円
同上の日から１年を経過する日			②	・ ・	算 入	本 年 分 の 要 取 崩 額 （「⑥又は⑦」と⑩との いずれか少ない方の金額）	⑧		
修 繕 完 了 年 分			③	年 分	入 額	総 収 入 金 額 算 入 額 「⑧」 （＋延長確認申請書の「③」）	⑨		
本 年 分 総 収 入	修 繕 完 了 年 分 の 計 算	本年分の必要経費に算 入した修繕費用等の額 （⑬の合計額）	④		円	翌 年 分 繰 越 額 の 計 算	年 初 災 害 損 失 特 別 勘 定 残 高	⑩	
		④ を 補 填 す る 保 険 金 等 の 額	⑤			総 収 入 金 額 算 入 金 額 （⑨の金額）	⑪		
		差 引 要 取 崩 額 （④－⑤）	⑥			年 末 災 害 損 失 特 別 勘 定 残 高 （翌年分へ繰り越す金額） （⑩－⑪）	⑫		
本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細									
被 災 資 産	名 称 及 び 種 類								
	又は共通費用の費目								
	被 災 資 産 の 所 在 地								
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目								
修繕等の工事の名称等			⑬						
同上の修繕等の工事期間			⑭	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額			⑮	円	円	円	円	円	
⑮のうち本年分の 必要経費算入額			⑯						

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

この明細書は、所得税基本通達36・37共一7の8(災害損失特別勘定の総収入金額算入)に定めるところにより、災害のあった日の属する年分(以下「被災年分」といいます。)において災害損失特別勘定への繰入れをし、被災年分の翌年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。

この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額に算入をする年分の確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- (1) 「①」欄には、被災資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が平成31年4月1日である場合には、令和2年3月31日)を記載します。
(注) 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日を「①」欄に、①の日から1年を経過する日を「②」欄に記載します。
- (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分を記載します。
 - イ 被災年分の翌年分に係る確定申告書の提出期限までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」(以下「延長確認申請書」といいます。)を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下「修繕完了年分」といいます。)
 - ロ イ以外の場合 被災年分の翌年分
- (4) 「④」欄には、「延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が修繕完了年分前の年分であるときは、「⑩」欄の合計額を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、災害のあった日の属する年の翌年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
- (6) 「⑦」欄には、本年が「③」欄に記載した修繕完了年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
- (7) 「⑨」欄には、原則として「⑧」欄の金額を記載します。ただし、被災年分の翌年分にあつては、「延長確認申請書」を提出した場合において、同申請書の「③」欄に記載した金額に相当する金額を含めて記載します。
- (8) 「⑩」欄には、本年分が修繕完了年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
- (9) 「本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑮」欄及び「⑯」欄に記載することができます。
 - ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。
 - (イ) 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
 - (ロ) 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
 - ハ 「⑮」欄には、「⑬」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額(見積額を含みます。)を記載します。
なお、修繕費用等とは所得税基本通達36・37共一7の6(災害損失特別勘定の繰入額)に掲げる費用をいいます。
 - ニ 「⑯」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。